

総務常任委員会

平成26年9月17日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎小林 誠	○辻 善次	吉野 俊明
伴 吉晴	嶋田 善行	小野 隆雄
木澤 正男		
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	清水 建也	総 務 部 長	乾 善亮
総 務 課 長	黒崎 益範	同 参 事	谷口 智子
同 課 長 補 佐	仲村 佳真	企画財政課長	面卷 昭男
同 課 長 補 佐	福居 哲也	同 課 長 補 佐	峯川 敏明
税 務 課 長	加藤 惠三	同 課 長 補 佐	木村 隆幸
会 計 管 理 者	西川 肇	監 査 委 員 書 記	山崎 篤
教 委 総 務 課 長	安藤 晴康	生涯学習課長	真弓 啓
同 課 長 補 佐	東浦 寿也	同 課 長 補 佐	平田 政彦

3. 会議の書記

議会事務局長	寺田 良信	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会 （ 午前9時00分 ）

署名委員 吉野委員、伴委員

委員長 全委員出席されておりますので、ただ今より、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長 （ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、吉野委員、伴委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

はじめに、本会議からの付託議案であります（1）議案第25号 斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 加藤税務課長。

税務課長 それでは、議案第25号、斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

税務課長 本議案の内容については、議案書の末尾の要旨をもって説明に替えさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案書末尾、『斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例（要旨）』をご覧くださいと思います。

今回の町税条例の一部改正については、平成26年度の地方税制の改正を内容とする「地方税法等の一部を改正する法律」が、本年4月1日に施行されたことから、同法による改正内容のうち、平成26年10月1

日以後に適用となるものについて、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容については、（１）法人町民税の関係では、「地方法人課税における偏在是正」であります。

これは、消費税率８％段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るための改正で、具体的には、地方交付税不交付団体では、地方消費税の引き上げ分がそのまま財源超過額の増となる一方で、交付団体では社会保障関係費の支出増を上回る地方消費税の増収分は、臨時財政対策債等の減少と相殺されるため、基準財政需要額に対する財源超過額等の割合で示される、財政力格差がさらに拡大することとなります。

このことから、法人住民税の法人税割について、市町村分２．６％、道府県分１．８％、あわせて４．４％の税率を引き下げ、引き下げた４．４％分の税を地方法人税として国税化し、地方交付税として、地方交付税不交付団体を除く団体に対し、再配分を行うものであります。

施行日は、平成２６年１０月１日、平成２６年１０月１日以後に開始する事業年度について適用するものであります。

本改正に伴う影響は、平成２５年度の課税状況で試算すると、法人町民税では、約７００万円の減収となりますが、地方交付税で再配分されることから、実質的には増収となる見込みですが、地方交付税の算定基準については現時点では判明していません。

次に（２）軽自動車税に関する改正内容であります。

今回の改正は、普通自動車との格差是正と自動車取得税廃止に伴う財源の確保を図るため、軽自動車税の税率を見直すものです。

はじめに、「①原動機付自転車、二輪及び小型特殊自動車に係る税率の見直し」については、最低税率を２，０００円とし、表にありますように５０ｃｃ以下と５０ｃｃを超え９０ｃｃ以下の原動機付自転車については、現行、１，０００円、１，２００円を２，０００円に、９０ｃｃを超え１２５ｃｃ以下の原動機付自転車については１，６００円を２，４００円に、以下表のとおりとなります。

施行日は、平成２７年４月１日、平成２７年度から適用するものであります。

裏面にお移り頂き、次に「②軽自動車に係る税率の見直し」については、三輪では、現行3,100円を3,900円に、四輪乗用では、自家用は現行7,200円を10,800円に、営業用は現行5,500円を6,900円に、四輪貨物用では、自家用は現行4,000円を5,000円に、営業用は現行3,000円を3,800円に税率を見直すものであります。

施行日は、平成27年4月1日、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受ける軽自動車から適用するものであります。

また、環境負荷への低減から、最初の新規検査から13年を経過した軽自動車について、約20%の重課を行うこととし、表のとおり、三輪は4,600円、四輪の乗用自家用は12,900円、営業用は8,200円、貨物用自家用は6,000円、営業用は4,500円に、税率を見直すものであります。

施行日は、平成28年4月1日、最初の新規検査から13年を経過した軽自動車について適用するものであります。

具体的な軽自動車の新税率の適用については、下に乗用自家用の軽自動車を例に整理をしています。

1つ目の例は、平成26年9月現在、軽自動車を所有され、その車両が平成20年度中に新車として購入されたものと、当面、現行税率の7,200円が適用され、新規検査から13年を経過する平成34年度から、重課税率である12,900円が適用されます。

2つ目の例、平成27年2月に新車を購入した場合ですと、平成27年度から課税となりますが、税率は現行の7,200円が13年間適用され、13年経過後の平成40年度から重課税率の12,900円が適用されます。

3つ目の例、平成27年5月に新車を購入した場合ですと、平成28年度から課税となりますが、税率は改正後の10,800円が適用され、13年経過後の平成41年度から重課税率の12,900円が適用されます。

4つ目の例、平成27年5月に平成20年度中に新車として販売された中古車を購入されたものと、税率は現行の7,200円が当面適

用され、新車登録から13年経過後の平成34年度から重課税率の12,900円が適用されることとなります。

本改正に伴う町税への影響は、平成26年度の課税状況をもとに、全て改正後の税率の適用を行った場合で試算すると、約2,150万円の増収となります。

次に「(3) その他法令の改正による条文整理等所要の改正」については、地方税法等の関係法令の改正に伴い、本条例に引用している条番号、項番号等の繰上げ等の条文の整理等を行うものであります。

以上、議案第25号、斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 今、影響額についてはおっしゃっていただいたんですけども、新しく買う分についてはそうなるんでしょうけど、台数的な影響というのはわかりますか。

税務課長 本年度、平成26年度の課税状況で申し上げますと、全台数の総合計が8,862台になっております。

木澤委員 あと、台数はそうなんですけども、これ、1人で複数台持つておられる方もいらっしゃるかと思うんですけども、人数的な影響はどうですか。

税務課長 個人、法人をあわせまして、6,820台です。

委員長 他に。 辻委員。

辻委員 軽自動車、50cc。現行は1,000円、これだいたい徴収経費い

うのは、だいたい1台あたりなんぼかかるというのは、わかりますか。

税務課長 徴収コストということでございますけども、平成25年度の決算の数字で計算いたしますと、1,000円の税金を集めるに対しまして斑鳩町の場合ですと約650円の徴収経費がかかっております。

辻委員 軽自動車、法人税はだいたいとんとんになっている、軽自動車これ動かすと自動車取得税が廃止になるということで、これ交付金だいたい1,600万ぐらい年間入っていたと思います、これがなくなるということで、その代替で税率改正という理解でいいのか、その辺ちょっとこう。

税務課長 今回の軽自動車税の改正の趣旨でございますけども、今、おっしゃられましたとおり、自動車取得税が廃止されるということと、根本的にこの車体課税というのが、現行の軽自動車と普通自動車との格差というのが大変おおきくなってございます。最近の軽自動車の大型化ですとか、機能はかなり小型自動車と変わらなくなったと、そういった観点も踏まえまして、格差是正という意味合いもございまして、そういった2点の趣旨で改正したいということでございます。

辻委員 これちょっと勉強不足で、自動車取得税の廃止というのは、これはいつから廃止になったのかその辺だけ。

税務課長 自動車取得税につきましては、昨年度まで普通自動車で5%、軽自動車等が3%で、消費税が8%になった段階で普通車が3%、軽自動車の関係については2%、それとあと、消費税率が10%になった段階でそれぞれの税率について廃止をされるという予定です。

辻委員 これちょっと見ますと、満額改正なって2,150万の増収ということでなりますけども、当分の間財政収入は、町全体の収入は減額ということで理解しておいていいのかな、だいたい1,600万か700万ぐらいしかないように思いますけども、ちょっと減収ということで理解し

ておいたらいいのかな。

税務課長 委員、おっしゃいますように、軽自動車につきましては、段階的に税率は変わっていくという状況でございますので、平成25年度の自動車取得税の交付金が約1,700万弱ございますので、その段階につくまでは町の収入全体としては、若干減少になるということでございます。

委員長 他にご意見ございませんか。 伴委員。

伴委員 この法人町民税の(1)のですねんけど、今の説明では当町は700万ぐらいのマイナスになるが、再分配があり増収になるだろうと、この辺、財政力格差の縮小、地方分権と逆行しているような感じがするんですが、国のあれですんで、この辺の基準っていいですか、いうのがわかれば、この財政力、どのあたりからまあ言えばプラスになるっていうか、その分マイナスになった分でも増収になる、その辺の基準っていうか、どれぐらいの規模の地方公共団体っていうか、このあたりはわかるんですかね。

税務課長 今回、都道府県分と市町村と合わせて4.4%国税化し、再配分するものであります。その再配分につきましては、その4.4%のうち、地方交付税の交付団体と不交付団体、この2種類が関係してくるんですけども、不交付団体につきましては、国税化されたものについては、再配分受けられませんので、その金額がだいたい6,000億弱という金額が総務省のデータで出ております。その約6,000億弱を地方交付税の交付団体に対して財政力指数に応じて再配分するということでございます。現行は入っている税収に加えて、新たに6,000億円を地方交付税の交付団体で分け合うということになりますので基準的にはそこしかございません、あと細かいどういった形で配分されるかというのは、現在算定方法は明らかにされておられません。

委員長 他に質疑はございませんか。

(な し)

委員長

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

議案第25号については、討論の申し出がございます。よって、これより討論を行います。

はじめに、本案を可決することに反対の方の意見を求めます。

木澤委員

木澤委員

それでは、議案第25号 斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を申し上げます。

今回の町税条例の改正は、国の地方税制改正に伴うものですが、まず、法人住民税法人税割の引き下げにつきましては、大都市偏重の自治体間格差をなくすことについては、異論はありませんが、しかし、自治体間の財政上の格差の是正は、国、地方間の税源配分を是正し、地方税財源を拡充するなかで、行われるべきです。

今回の自治体間格差の是正は、低所得者ほど負担が重くなり、消費税を地方財源の地方財政は主要財源として定着させるものであり、その点からも認められるものではありません。

また、軽自動車税の見直しについては、自動車業界の要求にもとづき、自動車取得税の軽減の代替財源として行われたものです。小型車との税額の差を縮める措置だというふうにおっしゃいますが、国内の自動車販売台数が伸び悩むなか、急速に販売台数を拡大させている軽自動車への増税は、経費を削るために軽自動車に乗り換えてきた庶民に重い負担を課すものであり、庶民増税の何ものでもありません。

斑鳩町でも、農業を営まれている方や商売をされている方などは、軽トラックなどを含め2台、3台と所有されている家庭もあり、住民からも悲鳴の声が上がっています。

今回の軽自動車等の増税により斑鳩町の住民は、2,150万円の負担増となります。自動車取得税が軽減、廃止されることにより、負担が減る方もおられますが、こうした消費税の増税と合わせてこの軽自動車

税の重課、増税というのは、二重の弱い者いじめと言わざるを得ず、認めるわけにはいきません。

以上のことから、今回の町税条例の改正については賛成できないことを申し上げて、私の反対意見とさせていただきます。

委員長 次に、本案を可決することに賛成の方の意見を求めます。 辻委員

辻委員 それでは、議案第25号 斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を申し述べます。

このたびの町税条例の改正は、地方税に係る国の関係法律が、本年4月に施行されたことに伴い、町税条例の規定を整備されるものであります。

主な改正内容であります「法人町民税の税率見直し」では、地方消費税の充実により生じる地方交付税交付団体と不交付団体の財政力格差について、地方消費税の増収の範囲内で、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税の原資とすることにより、地方団体間の財政力格差の縮小を図られるものであります。

次に、「軽自動車税率の見直し」では、自動車関連税制において、普通自動車との車体課税の不均衡の是正と自動車取得税廃止による代替財源の確保を図られるものであります。

以上のことから、斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について賛成するものであります。

委員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

委員長 これをもって討論を終結いたします。本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手する者あり)

委員長 挙手多数であります。よって、議案第25号については、当委員会と

して、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第28号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政
課長

それでは、議案第28号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

企画財政
課長

それでは、本補正予算の内容によりまして、その内容につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。補正予算書の9ページをお開きいただけますでしょうか。

第9款 地方特例交付金、第1項 地方特例交付金では、第1目 地方特例交付金で、平成26年度の住宅借入金等特別税額控除分に係る減収補てん特例交付金額の決定により、143万9千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第10款 地方交付税、第1項 地方交付税では、第1目 地方交付税で、平成26年度の普通交付税交付額の決定により、4,914万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金で、社会保障・税番号制度システムにおいて、地方公共団体が利用します中間サーバーの整備について、地方公共団体情報システム機構が全国2箇所を整備することが決定され、これを活用する地方公共団体の平成26年度分の整備負担金が確定いたしました。

この整備負担金は、全額国庫補助対象とされ、補助交付されることから、98万1千円の増額補正をお願いするものでございます。

10ページをお開きいただけますでしょうか。

第15款 県支出金、第2項 県補助金では、第2目 民生費県補助

金で、町内保育サービスの充実を図るとともに、保育ニーズに対応するため、旧北庁舎において進める民間保育所の整備について、補助制度を活用することから、8, 235万5千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第19款 繰越金、第1項 繰越金では、第1目 繰越金で、平成25年度会計の決算剰余金の確定により、4億1, 603万4千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第21款 町債、第1項 町債では、後年度の財政負担の軽減を図るため、平成25年度会計決算剰余金等を活用し、地方交付税措置のない町債について借入れを見送ることから、第2目 農林水産業債の土地改良事業債で1, 130万円、第3目 土木債の道路新設改良事業債で1億520万円の減額補正をお願いするものであります。

第4目 教育債では、小学校照明設備LED化事業について、当初予算編成時には、県では起債対象とするのは難しいと見解を示していましたが、その後協議を進めたところ、適債事業として認められ、地方交付税措置のある地方債が活用できるとの回答がございましたことから、学校教育施設等整備事業債1, 640万円の増額補正をお願いするものでございます。第5目 臨時財政対策債では、本年度の発行額が確定したことから、2, 510万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上が、歳入に关します予算補正の内容でございます。

11ページにお移りいただけますでしょうか。

続きまして、歳出予算の補正についてでございます。

はじめに、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第6目 企画費で、歳入で申し上げましたとおり、社会保障・税番号制度システム中間サーバーの整備負担金が確定したことから、98万1千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第5目 医療対策費で、平成25年度の福祉医療費助成事業県費補助金の精算に伴い、超過交付分を返還することから、71万1千円の増額補正をお願いするものであります。

第8目 障害福祉費では、平成25年度自立支援給付費国庫負担金等

の精算に伴い、超過交付分を返還することから、444万7千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第2項 児童福祉費では、第2目 保育園費で、歳入でご説明を申し上げましたとおり、旧北庁舎を活用し、民間保育所の整備について支援してまいりたいことから、民間保育所施設整備費補助金1億2,353万3千円の増額補正をお願いするものであります。

12ページをお開きいただきますでしょうか。

第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第2目 感染症予防費で、本年10月1日から水痘の予防接種が任意接種から定期接種に切り替わることにより、医療機関に委託して実施することから、第13節 委託料等で567万7千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第5款 農林水産業費、第1項 農業費では、第4目 土地改良事業費で、土地改良事業債の減による財源振り替えをお願いしております。

次に、第7款 土木費、第2項 道路橋りょう費では、第2目 道路新改良費で、道路新設改良事業債の減による財源振り替えをお願いしております。

13ページにお移りいただけますでしょうか。

第9款 教育費、第2項 小学校費では、第1目 学校管理費で、学校教育施設等整備事業債の追加による財源振り替えをお願いしているものでございます。

次に、第6項 保健体育費では、第4目 町民プール運営費で、平成25年度に実施した耐震診断判定において、町民プール管理棟について、倒壊等の危険性が高いと判定され、耐震化に向けての耐震補強設計を行ってまいりたいことから、250万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第12款 予備費、第1項 予備費では、第1目 予備費で、今回の補正から生じました財源3億3,710万円を留保させていただくものでございます。

恐れ入りますが、4ページにお戻りいただけますでしょうか。

第2表 繰越明許費についてであります。

社会保障・税番号制度システム整備につきましては、国が地方公共自治体の予算編成にあわせて、人口規模及びシステム類型別により例示した事業費金額を踏まえまして、総事業費を平成26年度当初予算に計上していたところでございます。このたび厚生労働省から仕様等の確定が遅れている状況にあり、2ヵ年事業で対応ができるよう、繰越明許費等の予算措置を行うよう通知がございました。

このため、本年度会計において予算の支出を見込めないことから、各システム改修事業と特別会計で実施するシステム改修に係る繰出金について、繰越明許費の予算補正措置をお願いするものでございます。

第3款 民生費では、第1項 社会福祉費で、国民健康保険事業特別会計繰出金として、410万4千円、国民年金システム改修事業として、97万2千円、障害者福祉システム改修事業として、475万2千円、介護保険事業特別会計繰出金として、529万2千円、後期高齢者医療特別会計繰出金として、205万2千円の予算措置を、第2項 児童福祉費では、児童福祉システム改修事業として、356万4千円の予算措置をお願いしております。

第4款 衛生費では、第1項 保健衛生費で、健康管理システム改修事業として、194万4千円の予算措置をお願いしております。

最後に、第3表 地方債補正についてであります。

歳入のところでご説明を申し上げましたとおり、地方債の追加と、限度額を1,640万円とする学校教育施設等整備事業の追加と、変更として、土地改良事業では、借入れを取り止める補正を、道路新設改良事業では、限度額を1,060万円に変更する補正を、臨時財政対策債では、限度額を4億7,040万円に変更する補正をお願いしております。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

企画財政
課長

以上で、議案第28号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）につきましてのご説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 10ページの歳入のところで、町債の教育債のLEDの関係のところ説明していただいたと思うんですけども、交付税措置がされるようになりしたということで起債が認められて、今回こういう金額が計上されているということなんですけども、決算の時に今後町内の小中学校全部やっていくという中で、総事業費1億5千万ぐらいやどとおっしゃっていたと思うんですけども、全体についてこの交付税措置が適用されるというふうに理解をしていいんですかね。それか今回の分だけになるんですか。

企画財政課長 先ほどもご説明をさせていただきましたように、当初予算、平成26年度の当初予算段階では、県の方はちょっとこれは無理だと言うことで回答いただいていたところがございます。ただ、本町といたしましても財源確保のため、県と粘り強く回答をいただいて、その中で適債事業として今回認められましたので、同様の事業が今後続くならば今後も適債事業として認められるのではないかと考えているところでございます。以上です。

木澤委員 積極的に取り組んでもらって、定期的にね、節減できるというふうに理解はしてますんで、進めていただくことに依存はないんですけども、経費削減効果っていうんですかね、それどれぐらい見込んであるのかなっていうことについてお尋ねしたいんですけども。

企画財政課長 この地方債につきましては、充当率90%になってます、いわゆる1億円ございました、その内3分の1、約3,000万円が国庫で入ってきますので、残り7,000万円の90%が後年度交付税措置のある起債で進められるというふうになっております。

木澤委員 今、財政課長の方から交付税措置が90%あるということで、かなり斑鳩町の負担は少ないなっていうふうにはわかったんですけども、あとさらに、電気代とか、物の更新とかいう点についても、経費節減効果があると思うんですけども、それについてはどんな感じでしょうか。

委員長 安藤教育委員会総務課長。

教委総務課長 証明設備のLED化につきまして、費用対効果でございますけども、10年間の使用を考えた場合についてご説明いたします。既存の普通教室に設置しております蛍光灯1台、これ40ワット2本相当でございますけども、これをLEDに交換しますと、電気代で約16,000円、蛍光灯、安定器の交換で約18,000円、あわせると約34,000円の費用が削減できると試算しております。これに対してLEDへの更新は1台あたり約35,000円ですので、約10年で削減費用と更新費用が同等になると、このように考えております。また蛍光灯の寿命が製品にもよりますけども、約8,000時間から12,000時間に対して、LEDは約40,000時間となっております。普通教室の年間の点灯時間はですね、1,400時間とした場合、計算上では30年近く使用できることとなりますので、長期に渡って使用することを考えますと、費用面においてメリットがあると考えております。以上でございます。

委員長 他に何かございませんか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第28号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第32号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政課長 それでは、議案第32号 財産の無償譲渡につきましてご説明を申し上げます。初めに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

企画財政課長 続きまして、2枚目でございます。

(議案書朗読)

企画財政課長 このたびの財産の無償譲渡につきましては、保育ニーズが増加・多様化するなか、町といたしましても、あわ保育園の増床などにより、定員を増員するなど、待機児童を出さないよう努めてきたところでございます。

しかしながら、本年2月には、保育所の新設に関する議会への陳情書、町に対する要望書が住民の方から提出されたところでございます。

このことから、町といたしましても、早期に町内での新たな保育所の整備につきまして検討を行い、役場北庁舎の保育所としての活用、そして、今後の町財政も踏まえるなかで、社会福祉法人 和光会による保育所の整備を進めることとし、この整備を進めるにあたりまして、本件財産の無償譲渡について、議会の議決を求めるものでございます。

恐れ入りますが、資料をご覧くださいませでしょうか。

本資料は、8月の総務常任委員会でご指摘を賜りました部分につきまして修正を加えさせていただいた資料となっております。

資料の2ページから3ページをご覧くださいませでしょうか。

まず、財産の無償譲渡につきましては、ここでお示しさせていただいておりますように「公有財産無償譲渡契約書」のとおり、本件財産の無償譲渡に係る仮契約を去る8月25日に、社会福祉法人 和光会と締結させていただいているところでございます。

また、建物の無償貸付けにつきましては、4ページのとおり、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第4条第1号の規定に基づき、無償貸付けをさせていただきたいと考えております。

この無償貸付けの契約につきましては、5ページから6ページでお示しさせていただいております「公有財産使用貸借契約書(案)」をもって、社会福祉法人 和光会と契約を締結してまいりたいと考えております。

以上で、議案第32号 財産の無償譲渡につきましてのご説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
小野委員。

小野委員 まず1点目ですけれども、公有財産使用貸借については議会の議決は必要ないんですね。仮にそうであったら、なぜこの時の仮契約ですか、無償譲渡同時にしなかったのは、なんか理由があったんですか。

企画財政 課長 すいません、財産、いわゆる土地の方なんですけれども、敷地につきましては、引き渡し日にすることが妥当ではないかと考えまして、引き渡し日と同時で締結していきたいと考えているところでございます。

小野委員 議会の議決があったら、引き渡し日というのは、10月31日、その時までにはですね、してもいいということで今回は案で、まず、議会の方に。それとね、今、北庁舎。旧北庁舎、これについての光熱水費、それ

らはもう本庁舎と区別された状態なのか、この時点で区別、当然それはもつことは必要ないからね、そういうのはどのように考えておられますか。

企画財政課長 北庁舎に係ります光熱水費につきましては、北庁舎分としてこれまで管理しておりましたので、その分は明確になっているところでございます。

委員長 木澤委員。

木澤委員 計画については、私もこういう形で進めていただくのがいいのかなと思います。北庁舎の中に置いている書類等について他の箇所に移すということで説明をいただいておりますけれども、北庁舎には組合室なんかもあったと思うんです。今後、無償譲渡されるにあたって、組合室についてはどんな扱いになっていって、組合とはどんな話をされているのかについて確認をさせていただきたいと思います。

委員長 乾総務部長。

総務部長 委員、おっしゃいましたように、北庁舎の1室を組合室ということで貸しております。これにつきましては、当然保育所として無償譲渡していきますので、組合室についてもお貸しできないということになりますので、組合室について、町の施設の中でいい場所がないかということで、探したんですけども、なかなかほとんど空きスペースがないという状況のなかで、組合のほうには組合室として1室を常時使用することは難しいということで申し上げております。ただ、組合の活動として部屋を使用したいと言う場合には、本庁の中でしたら役場の業務に支障がない限り会議室を使用させていただくということで考えておりますので、あとまあ、組合室に物品、書類等置いておりましたけれども、これについても公共施設の空きスペースの中に保管をさせていただくということで組合にも話をさせていただいているという状況でございます。

木澤委員 組合のほうはどうおっしゃっているんですか。

総務部長 こういった状況になりましたので、組合としてもやむを得ないということで、あえて部屋をですね、必ず確保してほしいということではございませんので、今の組合の活動にできるような形でしてほしいということでございますので、理解をしていただいているということで、認識しております。

木澤委員 そういうふうに組合とも話をしていっていただいているということは確認しましたので、また今後ともですね、どういう状況になるかわかりませんが、組合の要求に対して真摯に対応していただければと思います。

小野委員 この建物の普通の耐用年数はどのように考えておられますか。

。

委員長 面巻企画財政課長。

企画財政課長 コンクリートの部分ですんで、50年だったと思います、

小野委員 それ以後、その建物はもう所有権移転をこの法人にしますので、もし、耐用年数が来て建て替えをしていかなければならない場合は、やはりこの法人が持つと考えてよろしいですかね。

企画財政課長 譲渡をしておりますんで、その施設にあたります改修でございましたり、建て替えでございましたり、した場合につきましては、契約書のとおり、その法人がすべて行うというふうになっております。

小野委員 それとね、もしこの法人がね、50年後子どもの数も減ってね、保育園のニーズがなくなって、法人として縮小していこうとした場合は、これはどのような扱いになるんですか。契約は。ちょっとわかりにく

いんで。

企画財政課長　　いわゆるその法人が、保育所をすることに支障がきたして、保育所をやめるといった場合を想定しますと、契約上そこまで投資しました部分の経費につきましては、斑鳩町は一切、そういう部分の賠償しないと、そのままの施設で斑鳩町が引渡しを受けるというふになっているところでございます。

小野委員　　そのままの状態を引き渡すということなので、いいのかなと思いますねんけど、その時点でね、耐用年数が経っているものを、引渡しを受けるということは、やはりこちらとしたらその建物を取り壊す費用が生じてくると思うんです。そのまま建てておいて、公共施設ですから、返ってきた時に、そのような時に、どのように考えたらいいのかな、50年先なんて私らいてないんやけどね、やはり今契約しているときに、それらのこともきちっと行き違いがないように、その時の議会が判断するんだと思いますけどもね、今の時点でそこらのことまで考えているのかどうかということを確認させてください。

企画財政課長　　おのずと耐用年数を過ぎてまいりますと、その施設の老朽化が著しくなると、そういった施設について、保育所するのがもうしんどいねんといった状態で引き渡されるということも想定されますことから、そういった事項につきましては、双方協議した上で、その時点で再度斑鳩町がそれを認めるかといった話になってくるかと思しますのでその旨も契約書の中に、斑鳩町は判断した場合については、現有のままというふうな形で表しておりますんで、そういった条項で解釈できるのではないかと考えております。

小野委員　　そこまで考えていく必要はないというような考え方もありますけどもね、私はね、そういう時こそね、無償譲渡して、民間に無償譲渡して、町民のために保育所を経営してくださいと、直接経営するより、その方が現時点ではメリットがあるように説明受けてます。だからあえて反対

はしてませんが、やはり無償譲渡していくというのを、もう少しね慎重にならないかんの違うかなと、やはり民間への公共施設、公共施設というのは皆さんのために建てたものですから、そういうことも平成26年当時の議員の中に心配していたということも、ちょっと残しておいてほしい、そのように思います。

委員長 他にございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 僕の記憶違いかもわかりませんがね、土地の貸借ですね、無償貸与、当初はそういう無償でやると、ただし、ある時期が来たらその時になって考えると、無償かどうかですね、そういうふうな説明を受けたと思うんですけども、僕の記憶違いですやろか。

企画財政課長 当初は、無償で貸し付けるという契約を結ばせていただいているんですけども、今後その和光会の経営状況を見る中で、判断していくというご説明を担当常任委員会の方で、たぶん5年を経過した後に判断するというご説明をさせていただいたというふうに考えているところでございます。

嶋田委員 そしたらこの6ページの第14条ですね、満了後で甲は特段の事情がない限り同一の内容をもってさらに5年間貸付期間を延長するものとする、これはどういうふうに捉えたらよろしいですか。

企画財政課長 5年間経過後、新たに双方というか、和光会の経営状況を見た中で、もし、その経営状況がそれほど改善されていないとか、今以上に悪化しているという状況の中では、こちらの方でも判断していくと、ただ、和光会の方で、いわゆる有償ですね、有償になれば今後5年間については有償でさせていただくというふうに考えているところでございます。

嶋田委員 今の説明はなるほどなとは思いますが、この14条を読んだらその説明やなしに、このままずっといきますよという解釈の方が優先さ

れるのではないかなとは思いますが、今の説明で、はい、わかりましたとは言えないですけども、一応私の質問はこれで終わらせていただきます。

委員長 小野委員。

小野委員 今、5年後にね、経営状況を見てということで、有償でというのは、有償で貸与という契約に変えるということなのか、その時に譲渡するのか、そういうことも考えられるのか、その点はどうなんですか。

企画財政課長 譲渡するということは、現段階では考えておりません。このままずっと有償、無償なり、土地を貸し付けていくというふうの方針としては考えているところでございます。

小野委員 民間ですから、経営状態、今まで無償で借りれたものをこれだけ儲かってますから、これだけ払いますよと、そういうこと一切ないと思えますけども、その点の判断っていうんですかね、それは誰がするんですか。

委員長 池田副町長。

副町長 この件につきまして、いろいろ近隣の状況も調べました。大多数はずっと土地も無償で例えば20年とか、半永久的に契約しておられるわけです。ただ、1箇所だけ最近された、市の名前いいませんが、そこはやっぱり一応5年間で、保育所というのは5年間でほしいね、5年間で経営の目途がたつと言われてるんですわ。5年間、5年間で経営の何とか目途がたつと言われておりますんで、その状況を見て、その決算状況を見て、大幅な利益、内部留保というかあまりでないですけども、やっぱり出た場合にはやっぱり有償でお願いしたいということで、5年間後には判断させていただくと、その時は有償となれば当然議会ともご相談させていただいて、金額がございませうからね、どれぐらいで貸すかというのもございませうんで、それは相談をさせていただきたいと思っております。

小野委員 最後の議会と相談してって、別に議会と相談してもらわんでもね、こちらは増収になってくるんだからね、誰も反対する人ないと、そう思いますんで、だからその時の状況というのも、特に無償でというような、そういうケースもあるんやと、やはり1つの形ということで、斑鳩町はその辺の切り替えということでね、しておられるんだと、そういう具合に今の段階でも有償になるようなことはまずないだろうかと、契約書上、有償になる可能性もあるということやけど、相手民間ですしね、決算書でいくらいくら儲かっているから、切り替えるとか、その判断は誰がするんかないということね、思っていたんですよ。最初の出発にはこういう形を取らなくてはいけないだろうと思いますし、立ち上がりをやってもらって、町民に利益があるように、細かい話までは今から考えていく必要はないのかなと思うねんけどね、まあ、5年で有償になる可能性もあるような答弁やったから、ちょっと突っかかっただけのことで結構です。

委員長 木澤委員。

木澤委員 今後の運営状況等、それぞれその方も対応していかないといけないでしょうし、まあ、議会の方についても逐一報告をいただくということでお願いしておきたいと思います。

委員長 他にご意見ございませんか。 伴委員。

伴委員 契約書、無償譲渡契約書は12条、そして公有財産使用貸借契約書であれば15条、現状回復とこう書かれている、この現状回復というのは、実際今回で言えば、保育園に適用する建物に改造されると、こう聞いておるんですが、現状に回復して甲に返還しなければならないと、これはどう解釈させてもらったらよろしいですか。

企画財政 本町といたしましては、現有のまま、このまま向こうに譲渡するとい

課長　　うことなのですが、原則として建物を返していただくときには、その姿として返していただくというふうに規定をさせていただいているところ
です。ただ、斑鳩町が認める場合につきましては、その部分については
斑鳩町が判断してこのままの状態でもいいですよというふうに書かせて
いただいているところでございます。

伴委員　　実際のところ、今の形で返してくれ、今、無償譲渡する形で返してく
れというのは、なかなか難しいと私は思いますが、これはこれで結構で
す。

委員長　　他にございませんか。

（　　な　　し　　）

委員長　　それでは、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決
することにご異議ございませんか。

（　異議なし　）

委員長　　異議なしと認めます。よって議案第32号については、当委員会とし
て満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査について、（1）議案第20号斑鳩町消防団員の
定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
を議題といたします。

理事者の報告を求めます。　黒崎総務課長

総務課長　　継続審査（1）議案第20号　斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、
服務等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、前
回の総務常任委員会以後の状況につきましては、特にご報告、ご説明す
る事項はございません。よろしくお願いたします。

委員長 それではちょっと暫時休憩させていただきます。

(午前 9時59分 休憩)

(午前10時00分 再開)

委員長 再開します。
報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。
小野委員。

小野委員 これ提出された時も、質問もあったかなって思って、その回答もいただいでるかなと思いますが、はっきりしたことはわからないというような回答だったと思うんですがね、私は今の最初に条例制定されたときに、18歳から45歳と年齢にした、その時の42年ですかね、条例を制定されたときにね、なぜその時にされたのか、そういうことをある程度掴んでおいてほしい、ということでしたら、どういう状態であったのかなということ、はっきりした確信がなかったから、確信のないよう返事だったと思うんですがね、やはり今いろんな争点にあっているのは、45歳を撤廃するかしないかといったら、設定したときの意味があると思うんですよね、いろんな各近隣の自治体についても調べていただきました。それで設定してあると思いますし、もう最初から上限は設定しなかった、そしたら斑鳩町はなぜ42年に制定したという、その時に当然その時には今の職員さんはいてなかったと思いますけども、資料として残ってくるんだと思います。それが行政やと思いますので、その時になぜ45歳という年齢制限をされたのか、はっきりしたことはわからないというような返事やったと思いますねんけどもね、その45歳ということで議会にも通過させてるんやから、議会もそれを認めてるんだから、やはりなぜ45歳になったかという議論をされた経緯もあるんかなと思いますねんけども、それらは調べてもらっているんですか。

総務部長 今、委員おっしゃっていただきましたように、この条例につきまして

は昭和42年の10月24日に施行したものでございます。当時の条例の制定の際の総務常任委員会の審議内容を確認しております。しかしながら年齢の上限を設定された明確な説明と言いますか、いうのは、説明は記録されておられません。けれど、その当時のやはり団の構成の年齢でありますとか、あるいは当時の現役の方と、そうした年齢をいろいろ勘案されて45歳という形で制定されたのではないかと、これは記録しては出てきておりませんが、あくまでも推測ということでございますけれども、45歳ということで設定されたのではないかというふうに思っております。

小野委員 議事録見ても、何も議論してないんだと、私も思います、現在でもあまり活発な議論、最近はどう出るようになったけど、原案どおり可決というのが多いですので、当時の議員さんらに失礼かと思うんですけども。あまり議論しなかった。そして総務部長が言うように当時の年齢構成から45歳に限定しておこうということで、議会も同意して条例が制定された。そのように同感であると、意見だけ、感想だけ言っておきます。

委員長 他に質疑、意見ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって、質疑を終結させていただきます。
とりまとめのため、ちょっと暫時休憩をさせていただきます。

(午前10時4分 休憩)

(午前10時7分 再開)

委員長 再開をいたします。

議案第20号斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、修正案が提出されていますので、提

出者の説明を求めます。 嶋田委員。

嶋田委員

それでは修正動議の説明をさせていただきます。

私は「議案第20号 斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」に対する修正動議を提出いたします。

今回の条例改正は、本町消防団への積極的な加入を促進することにより、消防団の活動の充実強化を図ることを目的として、一つに、任用時における年齢の上限45歳未満の要件を撤廃しようとするものですが、ただ単に消防団員の員数を増やすだけなら、本改正案で納得します。

しかし本改正案の目的である「消防団員の活動の充実強化を図る」には、少なくともそれなりの気力と体力の二つの要素が必要になってきます。気力があっても体力がついていけない、また、その逆の場合でも、本改正案の目的を達することはできません。

また、現団員とかけ離れた高齢の方が新入団員として入ってこられることは、組織運営上の問題が生じることも考えられます。これらのことを考慮するならば、上限年齢を無制限にすることは、改正目的に対して無責任であると考えます。

私は本改正案の趣旨には賛同しております。

平成12年以降の消防団長の退任時の年齢は61歳から72歳であり、平均年齢は65.2歳となることや、45歳から50歳代で地域防災力の一翼を担おうと決意された方、60歳で定年を迎えられた方が、これから地域社会に貢献しようとして決意される「機会の間」を念頭に、これらを総合的に勘案した結果、上限年齢を65歳未満としても、改正の目的である消防団の活動の充実強化は図られると考えます。

したがって、お手元に配布してあります修正案のとおり、その一部を修正し、他は原案のとおりとするものの動議を提出いたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。

小野委員。

小野委員 今の修正動議もう1回読ませてもらって、ちょっと疑問に思ったところあるんですがね、中段の下の方で、組織運営上の問題が生じることも考えられます。これらのことを考慮するならば、上限年齢を無制限にすることは、改正目的に対して無責任であると、という表現になってますけども、無責任、改正目的に対して無責任って、あの、嶋田委員さんが考えておられることは、具体的にどんなことなのかなと、今ちょっと考えているんですけどね、もうちょっと具体的に改正する、このことに対していきなり上限年齢を無制限にすることは無責任やと、その管理者として、消防長として、町長のほうでも無責任だと、そう考えられるのはどういうことがあるのか、ちょっと今想定されることを教えてもらっていいですか。

嶋田委員 この改正案の目的は消防団員の活動の充実強化を図ると、それが目的であるということで、あまりにご高齢の方を入れるということは、この目的に対して無責任であるというふうなことで考えております。例えば80歳の方入れるかどうか、90歳の方入れるかどうか、それは折々によって違うとは思いますが、とにかく改正目的に対して無責任であると、このように考えております。

小野委員 あまりにもいきなり年齢制限を撤廃すれば、そういういろんなリスクが生じてくる可能性が大きくなってくる、あまり無責任かなっていう感覚、今までの議論の中でも消防団の本部役員さんも個々の議員さんなりも、私らは断ることもできますというようなことをね、おっしゃっていたこともあると思うんですがね、その今、嶋田委員がおっしゃるような80歳、高齢、そういう方が来ないやろうとは思いますが、もし来られたときに断るということを、きちっとしておいた方がいいやろうとい考えでの無責任と言うことをおっしゃっているんだと思います、その後の消防団長の退任の年齢とか、いろいろ列記してもらってますけども、その現時点では65歳未満ということで、またその次に今度また増やさなければいけない、そういう時にはどのように考えておられますか。もしこの65歳の修正案が通ったとしたらね。その後、何年かしてね、やは

り65歳、65歳現実やって、私今68歳ですけど、その人たちが入団希望してきた時には、今の改正案が足かせになって入団してもらえなくなると、通ってたらね、そう言うことも考えてその時点でまた議論してもらって、改正して年齢をあげていくのか、その点はどうですかね。

嶋田委員 今、斑鳩町では、消防団そして自警団、そして自主防災組織、こういうふうな組織をつくっておられます。ある程度の年齢いかれた方は、自警団なり、自主防災組織で活躍していただけるような道をつくっていくべきではないかなと、このように思っておりますので、65歳で、68歳の人が入はったらどうしようかというのは、私の頭の中にはなかったんですけども、とにかく自主防災組織なり、自警団で活躍していただくということしかなかったですね。

小野委員 自警団と自主防災組織、残念ながら私の自治会、緑ヶ丘では組織されておきませんので、古くから組織されているところもありますけども、ちょっと参考に、自主防災組織とか、自警団でね、活躍されている委員さんおられたら、ちょっとそれらのことはどないなっているんかね、ちょっと教えてくださいませんか。

委員長 辻委員。

辻委員 私、自警団、並松の自警団入ってますけども、年齢については今のところ70歳定年ということで、並松決めてますけども、なかなか入る方おられないということで、定年もうちょっと、口頭で70って決めていただけであって、年齢は72も3も5になる方も、実際に自警団に入っていておられます。火災とか緊急の場合はあんなんできませんので、消火栓の点検とすしてますけど、年齢的にはある程度、昔は70ってしていたけども、今は、無制限いうか、定年設けんところということで、してます、そんな感じです。

これは、自治会委員しかあかんということで、他の自治会から入ったらあかん。

小野委員 定年と入団の時の年齢制限はまた異なってくるのかなという感じ持っているし、定年制を設けてあるとか、その段階でこの消防団のこれには、定年っていう項目はなかったというように思うねんけど、この修正動議の中でね、消防団長の退任時とかね、だいたいこれぐらいの間で、自主的に定年される、それを無制限にしてしまったら、撤廃してしまったら、定年のおられる方以上の年の方が入ってくる可能性をつくることになるのかな、今ふっと思ったけど、定年は設けてないんですね。

委員長 乾総務部長。

総務部長 定年の年齢は設けておりません。

委員長 他に質疑ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。取り纏めのため暫時休憩させていただきます。

(午前10時19分 休憩)

(午前10時19分 再開)

委員長 それでは再開させていただきます。

取り纏めのため10時45分まで休憩させていただきます。

(午前10時19分 休憩)

(午前10時45分 再開)

委員長 それでは再開いたします。

これより原案と修正案を一括して討論を行いたいと思いますが、ご異

議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます、よってこれより原案と修正案を一括して討論を行います。初めに原案に賛成の委員の意見を求めます。

伴委員。

伴委員 議案第20号 斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、賛成する立場から意見を申し上げます。

消防団は、「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、様々な職業に従事している方が火災などの災害発生時には非常勤の地方公務員となって災害に対応していただいております。消防団員は火災時はもとより、東日本大震災をはじめとして、大雨災害などでも住民の避難誘導や救助活動に従事し、その活動は高く評価され、地域防災の中核として不可欠な存在であります。

そのことから今回のこの条例の一部改正では、任用要件を拡大し、町内に在勤する者を任用可能とし年齢の上限を撤廃することにより、消防団への加入を促進し消防団活動の充実強化を図ろうとするものであります。

また、年齢の上限を撤廃されている市町村においてもこれまで特に問題はないということです。あえて年齢の上限を設ける必要はないと考えます。

以上のことから、議案第20号 斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、賛成するものであります。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

委員長 次に修正案に賛成の委員の意見を求めます。 小野委員。

小野委員

私は、嶋田委員から修正動議を出されたことに対して、絶賛の賛意、感謝を申しあげたいと思います。と言いますのは、議会は政策立案能力、また、チェック機関として常に住民の付託を受けて参画しております。最近、提出された案に対して、もちろん何事にも反対せよとは私は言いませんが、いろいろ議論が深まってきています、その上で、やはり嶋田委員から修正動議ということで、その内容につきましては、私はなるほどということ、今、修正動議に対しても賛成を言います。

今の修正案に対して反対された委員さんは、年齢制限を撤廃してね、撤廃してあるところが何箇所かあると。だけど何ら問題は起きていない、これは私は認識が間違っていると思います。そのときにも私は理事者側にも質しました。その条例は元々から年齢制限されてなかったのか、ある時期で年齢制限を、団員をふやすために撤廃したのか、条例の種類が違いますと、もともとからないところは、そういう状態ですから消防団には運営も、そういう障害も何もなかった、私が今心配しているね、今の団員より高齢者、この修正動議にも書いていますけども、高齢者の方が入ってきて、その運営、消防団の運営を心配するあまりに制限を緩和しようと、緩和するということは、今、45歳で年齢を制限しているけど、今、起きていることは、団員をふやす、しかも50歳代の方が、入団希望者の方がおられるという、そのことで理事者側もその方を入団してもらって消防団員として活躍してもらいたいと、そういう思いもあって、消防団本団の方もそのように。そのことによって提案されてますけども、それだったら緩和するということですから、65歳というように規制を緩和する。撤廃というね、乱暴なやり方にといいのはね、これはね、政策立案、町のほうでも、まことに申しわけないけどね、この議論の中で年齢をどこへ置いたらいいのか、いろいろなこと考えられるから撤廃したと。そうしたら、自ら状態を掴んでいないんですよ。提案してくるからには1つの案をつかって、今の修正動議のようにいろいろなことを調べて、そして今必要とするのは、65歳であったらその方は入ってこられる、そういうので出してくるのが立案者の姿勢だと私は思っています。

それで、皆さんもよくご存じですけど、6月議会での町長の答弁、「年

齢を撤廃したから必ず消防団員がふえるということはありません」と、情けないですよ。このことに対して町長、もうちょっと弁明しておいたほうがええのと違う。それで、休憩を挟んで町長からこのことに対しての補足っていうんですかね、してもらったら、ちょっとわけわからないんですよ。50前後ぐらいの方は何人か入っていただくと思う、それから、やっぱり年齢制限をやめましたからね、そういう目的で我々としては消防団員を1人でも2人でもその方を探していきたいと思っております。このことも私は議員として、何を町長考えてくれているんだ。やっぱりもう年齢制限はやめましたからね、と。議会が条例をきちっと議決してこそ条例が出発するんです。消防団員とか、ほかへ提案したから、もうこれでやめましたからと。それは何ということ、これ、議事録残っているんですけども、情けないなと思います。同じことが6月議会の総務委員会のと、消防運営委員会、皆さんも出席してもうていましたけども、ありましたね。団長が、やはり統制が取りにくいということをはっきりとおっしゃった。また、分団長が、そんなんもう決まったんと違うんかと、私はもうその方に入団してもらおうように話ししているでと。その方はそういう認識でおられるのは、私はまあ別に、町からこういう具合にしますと、条例を改正しますということがうまく伝わっていなかったからもう動いておられるんだなと思います。それで、それらの事象をつかまえてね、いろいろ、おのおの議員さんらに、私も団長にもあとで電話入れたら、もうころっと変わってはります、いろいろなことであってね。もういいからとか言うんです。そんな話をね、聞いて、そうしたらそれで、この原案どおりしてもいいんじゃないかと、これもまた無責任ですよ、議会として、条例を制定する、議決する議員として無責任です。せめてね、断りますよと、断るから私らを信用してくださいと言うている本部団員もいたらしいんですが、私は直接聞いていないけど、そうしたら、その消防団員が断れるようなことを何かで補填せなあかん。あの人が言うてはるから入れやんといてええやんかと、そういう考え方はね、私ら議決権を持っている議員としてね、私はもう少し考え直してもらいたい、そのように思います。

いろいろなこともあります。だけど、この今、修正動議を出されたこ

の内容につきましては、私は議員として、今起きていることに対応、きちっとできている。それで、団員をふやしていくこともあるし、それから消防団の統制、それらについてもクリアできる範囲が今、65歳ということで提案してもらっていますから、そのあとでね、また10年か20年して、もうちょっと年齢的にも若くっていか、若くなってきて、例えば先ほども私は言いましたけども、68歳、私は68歳ですから、68歳の方が来られて、この65歳が規制にかかるんだったら、その時点でまた町も、理事者側も70歳に上げるとかね、それを提案してきたらいいことで、今この条例改正をしなくてはいけない目的というのは、あくまでもこの制限、45歳の制限にかかっておられる方、50歳代の方が消防団員として活躍したいと申し出がある、だから条例を、そうしたらその方がクリアできる範囲で、いろいろな団の構成からも考えたら65歳が適当である、1番いい形での規制緩和になると。なんでもかんでも撤廃したらね、やはり混乱を招いてきます。そして、その混乱を招いてくるのが、消防団員として、団としての統制が取れなくなるんだと。消防団員の方には、私も消防団員でありましたしね、やはりそこらのことをしっかりとこちらから説明して、本団の人らは原案どおり、町長が言うているもうそれでやってほしいと言うて議員さんにも頼んでいくかわかんけどね、それでは議員としての、私は資質を疑います。

だから、今回はやはり修正案を出して、修正案に賛成して、やはりこういう形で条例を改正していく、これ以外にはないと思います。

長々、あちらこちらとしゃべりましたが、議員皆さまの、私は判断に期待しておりますので、よろしく申し上げます。

委員長

これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

まず嶋田委員から提出されました修正案について採決をいたします。

本修正案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

委員長 次に原案ついて採決をいたします。原案について賛成の。暫時休憩いたします。

(午前10時57分 休憩)

(午前10時57分 再開)

委員長 再開いたします。本修正案に対して反対の委員の方の。申し訳ございません。暫時休憩させていただきます。

(午前10時57分 休憩)

(午前10時58分 再開)

委員長 それでは再開をいたします。
本修正案に反対の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

委員長 挙手同数であります。賛否同数でございます。賛成と反対が同数であります。よって委員長が本案に対し採決をいたします。

議案第20号 斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長としては修正案に対しましては否決とさせていただきます。

次に原案について採決をさせていただきます、原案について賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

委員長 続きまして、原案について反対の委員の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

委員長 それでは、原案について賛成多数でありますので議案第20号については、原案どおり可決をさせていただきます。

次に、(2)斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 真弓生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、2. 継続審査、(2)斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてご報告させていただきます。

初めに、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。

夏休み期間中に実施しましたこども考古学教室については、前回ご報告いたしましたこども勾玉づくり教室に引き続き、8月22日には3名の小学生が来館者への案内や展示の解説、展示作業の体験などの学芸業務に取り組むこども1日学芸員体験を、そして、8月24日には、13組、26名の方にご参加いただき、こども鏡づくり教室を開催いたしました。

次に、中学生以上の学生や大人の方を対象に開催いたします斑鳩考古学講座につきましては、9月7日に勾玉づくり講座を開催し、8名の参加をいただきました。今後は、9月20日に鏡づくり講座、10月19日に出土遺物整理作業体験を実施してまいります。

次に、11月1日から11月30日を開催期間として準備を進めております秋季特別展「斑鳩藤ノ木古墳の装身具展—きらびやかなアクセサリーの世界—」につきましては、玉類を中心に藤ノ木古墳の装身具の内容や意義を理解していただくことを目的として、藤ノ木古墳の石棺内より出土しました国宝の空玉やガラス玉等の装身具の里帰り展示を行いますとともに、県内の古墳より出土しました色々な玉類等を関連展示する予定であります。

また、この展示会に合わせまして、藤ノ木古墳の石室特別公開につきましては、11月1日と2日の2日間で開催いたしますとともに、記念講演会を開催するべく、現在準備を進めているところであります。

次に、史跡中宮寺跡の整備についてであります。

整備工事につきましては、前回の委員会でご報告いたしましたとおり、8月18日から現地における工事を開始しているところであります。

現在、表土のすきとり作業と構造物の撤去を終え、盛土工事に取りかかっているところでございます。

なお、台風11号により説明会を中止いたしました自治会のうち、芝ノ口東自治会様より説明会開催のご要望がありましたことから、8月23日に実施したところであります。

次に、法隆寺ゆかりの都市文化交流協定を結んでおります小田原市との交流事業として開催を計画しております小田原歴史・文化連続講座につきましては、10月から3か月連続で3回開催してまいります。

第1回目は、10月18日午後1時より斑鳩町中央公民館大ホールにて考古学をテーマにお話いただくこととしております。また、2回目以降は、考古学と文学をテーマに開催すべく、現在準備を進めているところであります。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてのご報告であります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑・ご意見があればお受けをいたします。木澤委員。

木澤委員 小田原の取り組みについてですけれども、住民の皆さんの反応っていうんですかね、は、どんな感じですかね。

生涯学習課長 ことしに関してということによろしいですか。

(「この間取り組みでいろいろ」と呼ぶ者あり)

生涯学習課長 ちょっとこれからの開催になりますので、まだちょっと募集のほうも、広報等もまだ流せていない状態ですので、まだ把握はできておりません。

木澤委員 すみません。今説明してもうたぶんについて、これからの取り組みな

んですけども、この間、小田原市との交流等でいろいろやってきていただいていると思うんです。ちょっとまあ、そんな中で住民さんから声をいただいているようやったらお聞かせいただきたいなと思ったんですけど、特に反応がなければ結構です。

生涯学習課長 昨年ですかね、小田原市のほうからこちらのほうへ展示のほうしていただいたことがございますけれども、そのアンケート調査等では、小田原の歴史に触れられてよかったというような、アンケートには出ておったのは記憶しております。おおむね好評いただいているものと考えております。

委員長 ほかにご意見ございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
継続審査については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、3. 各課報告事項について、(1) 町民プールの利用状況について、理事者の報告を求めます。 真弓生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、3. 各課報告事項、(1) 町民プールの利用状況について、ご報告いたします。

今年度も、7月1日から8月31日までの62日間、事故もなく無事に終了できておりますことを、まず報告させていただきます。

では、資料1の2ページをお願いします。初めに、利用者の推移であります。平成26年度の利用者は、6,722人でありました。昨年に比べて1,129人の減となっております。

恐れ入りますが4ページをご覧くださいませでしょうか。天候の推移を整理しております。晴れの日が37日と昨年に比べて13日少なく、見ていただきますと、平成23年度の状況とほぼ同じとなっております。

て、利用者数につきましてもほぼ同じ動きをしているところであります。

その他、運営・維持管理費の状況や入場料収入の推移等を掲載しておりますので、また後ほどご覧いただければと思います。

次に、5ページをお願いいたします。町民プールの無料開放の状況を整理しております。電力需要の急激な増加が見込まれます、海の日祝日の3連休の翌日であります7月22日、そして盆明けの8月18日、19日の合計3日間で初めて実施したところであります。この表は、それぞれの実施日と前年及び前々年度の同一条件の日と比較したのとなっております。

まず、7月実施分につきましては、昨年同時期より121人多い215人にご利用いただきました。

2つ目の表ですが、同様に8月実施分、盆明け1日目につきましては、昨年同時期よりも155人多い255人、そして盆明け2日目につきましては、3つ目の表ですけども、昨年同時期よりも179人多い277人にそれぞれご利用いただいたところであります。以上、町民プールの利用状況についてでございます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けをいたします。

(な し)

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。
ほかに理事者のほうから何か報告しておくことはございませんか。
黒崎総務課長。

総務課長 災害時における物資供給等に関する協定についてご報告をさしあげます。

このたび、市民生活協同組合ならコープ様の協力を得まして、地震や風水害など大きな災害が発生した際などに、避難所におきまして応急的に必要となります食料や生活用品などの物資を迅速かつ円滑に供給いただけることとなり、こうした応急物資の調達に関する協力要請の手続き

を定めた災害時における物資供給等に関する協定を締結させていただくこととなりました。

なお、協定締結の日時等は、平成26年9月19日金曜日午前10時から斑鳩町役場において行うこととしております。

以上、災害時における物資供給等に関する協定につきましてのご報告とさせていただきます。以上でございます。

委員長 ほかに何か報告されることはございませんか。 真弓生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、生涯学習課より、都市計画道路法隆寺線整備に伴います中央公民館の工事についてご報告いたします。

前回の委員会の後、都市整備課より公民館の利用者に対しまして、掲示板でのポスターの掲載やちらしによる周知等がなされており、9月10日より現地での工事が開始されているところでございます。

今後も都市整備課と十分連携しまして取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上であります。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けをいたします。木澤委員。

木澤委員 中央公民館、工事をされるということで、駐車場が狭くなっていくんですけども、これまでも大きい集会等があったときに駐車場が足りなくなるといったことがあったと思うんです。今後ますます駐車スペースが少なくなるということで、それについての対応っていうのは何か考えてはるんですか。

生涯学習課長 中央公民館の南側で、普段は閉めておりますけれども利用者が多い場合に法隆寺線沿いに駐車場がございまして、そこをあけて対応してまいっております。今後につきましても、駐車場当然減ってまいりますので、これを、常時あけるのか、状況を見ながらあけるのかというところで対応していきたいなというふうに考えております。

木澤委員　今回一般質問の中で、中央体育館について、役場東側の駐車場についても申込みがあれば活用できるようにすると言うてはったんですけども、この中央公民館についても、入りきらない場合に事前にやっぱりそういう情報も提供していただいて、そちらも活用いただけるような取り組みっていうんですかね、というのを住民さんにもきちっとわかるようにしていただきたいなというふうに思うんですけども、それについてはいかがですか。

生涯学習課長　大きな集会等で人数が多いというようなことの場合には、そういったご案内もさしあげたいと思います。

委員長　ほかに何かございませんか。

(　　な　　し　　)

委員長　これをもって、質疑を終結いたします。
各課報告事項については、報告を受けたということで終わります。
続いて、4. その他について、各委員より質疑、ご意見等がございましたらお受けをいたします。　小野委員。

小野委員　以前からちょっと委員会とか一般質問で話をしておりますが、大字龍田財産区の今後のね、管理の仕方とかね、どのようにしていくのか、一定の答弁をいただいております、6月議会でね、やはりいろいろ議会とも協議を進めていかなければいけないとか話をしておられますしね、また、監査委員もその意見書の中で、これはこのまま置いておいていいものかというような疑問を出しておられると思うんです。

大字龍田財産区の財産、管理しているのは斑鳩町ですね。名前は大字龍田財産区というふうになっておりますけどね、管理をするのは斑鳩町ということになっていますしね。ずっとこれ、このまま報告だけ受けておくのでは、やっぱり担当している総務委員会としても、毎回どうやこ

うやとか聞いていかなければいけないし、また、町側もね、議会が、委員会が開かれるということについて、やはりいろいろ用意もせないかんこともあるやろし、継続してね、この委員会として、継続審議案件として取り上げてもらいたいなど、そのように思うんですが、委員皆さまの理解も得て、総務常任委員会も継続審議をして、もう後々、3月末、4月ですかね、現実には。それで議会は改選、議員は改選ということになりますので、その継続審議打ってあっても、もうそれまでの議論になってしまうのか。いや、私はそれ以後にもね、大字財産区財産の管理については継続審議を打ってきている、やっぱり住民にとっても懸案の事項やということで、進めていってもらうのがいいんじゃないかなと、そのように思っていますので、皆さんの意見をちょっと委員長のほうから取り計らってもらって、継続審議として打っていくかどうかを確認してもらいたい、そのように思います。

委員長 ただいま小野委員のほうからですね、龍田財産区財産の取り扱いについて継続審査扱いにしてはどうかというご提案をいただきました。その件について、各委員さんよりちょっとご意見があればお受けをしたい、思いがあればお受けをしたいと思いますが、何かご意見ある方おられますでしょうか。 木澤委員。

木澤委員 いろいろ常任委員会でも継続審査を打って審議をしてきていますけども、その都度やっぱり進展があって何か報告を受けるというような形で議論をしていると、審査の形はそういうふうに進めてきてはるのかなと思うんです。龍田財産区についても、予算決算等のときに説明はいただいていますけども、常任委員会で継続審査として毎回報告していただくような進展があるのか、ちょっとその辺が私は疑問に思うので、ちょっと理事者のほうにその点について、常時進展していくような方向で今、進んでいるのかという点について確認したいんですけども。

委員長 面巻企画財政課長。

企画財政
課長

大字龍田財産区の6月議会あるいは一般質問での答弁の中では、動きがあればこちらからご報告させていただきまして、議会のほうともご相談申しあげたいというふうに考えておりますという答弁をさせていただきました。そうしたことから、例えばこの次の3か月間の中にその動きが、相手方さんもございますから、そういった動きがあるのかどうかといえ、ちょっと今のところわからない状況です。ただ、鋭意そういった取り組みを進めていくことは確かでございます。そうしたことから、何か動きがあればその時点で議会、担当委員会のほうにもご報告させていただいてご相談申しあげるといふふうには考えているところでございます。

木澤委員

今おっしゃっていただいたみたいに、動きがあれば報告すると言ってくれているのと、あと、継続審査を打っても、報告はありませんという形でできていた案件なんかもありましたので、継続審査を打ってもそういう形で続いていくことになるんじゃないかなというふうに私は懸念しているんです。ですので、理事者のほうから動きがあれば報告するといふふうにおっしゃっていただいておりますので、そういう形でいいのかなと。委員会の運営については、きちっとその他の項目を作っていただいておりますので、委員さんのほうからも質問、質疑したいときはその他の項目で質疑ができるのかなというふうに思いますので、継続審査として取り扱うということじゃなくてもいいかなというふうに私は思っています。

小野委員

まあ、議運の委員長がそんなこと言うのは、もう、情けないな。ほんまに、議運の委員長変わってくれ。

あのね、そうして報告、動きがあつたら受ける、そんな受身の議会やったらね、何もこれのこと、審議する必要ないんですよ。だからね、継続審議で打ってある、それで、継続審議でその3か月間に何もなかったら、何もありませんと報告受けるだけでも、やはりこの大字龍田財産区財産の取り扱いについてね、やっぱり常に忘れられておるんですわ。裁判を打ったあと、そのあと何年か忘れられているんですよ。それで老朽化していくし、そのあとはどうなるのと、苦情があつて審議しているの

と、議会としての姿勢がね、私は疑います。だからこそね、その報告することないのに継続審査打つ必要ないとか、そういう考え方ではね、議員としてのね、私は資質に欠けてくるんじゃないかなと。

まして、今、監査委員もね、このことについては、取り扱いについて、やはりいろいろ議論していかなあかんと、その場として総務委員会があるんだから、総務委員会の継続審議でこのように打ってきている。その、報告することがないから継続審議と打つ必要がないとかね、そんな考え方ではね、情けないと思います。私は、どうしてもこれは継続審議として、積極的に働きかけもしてもらわないかん。もう3か月ってすぐたちますよ。これ、継続審議打ってあったら、やっぱり次の委員会に、相手方とも交渉すると思います。それでなかったらね、こういう問題は全部積み残し積み残しを送って送って、送ってこられるんですよ。だから、情けないな。そんな意見を言うてもらうのは残念でならない。だからどうしても、委員長、これは継続審議として提案してください。

委員長 いろいろなご意見が出ましたけれども、各委員皆さま方の、所属されている委員皆さま方のご意見をお聞かせいただきたいなというふうに思いますので、どなたかご意見はございませんか。 辻委員。

辻委員 私も決算委員会でちょっとこれ、監査委員さんも指摘もされていますし、心配で、またちょっと事情も聞かせてもうた中で、理事者のほうからその都度また進展があれば報告させていただきますという回答をいただいていますけども、まあ、これでいいのかなということはあるんですけども、ただ、今、小野委員言われるように、やっぱり相手がありますし、これは、そのまま放っておいてもやっぱりこれ、毎年やっぱり14、5万、去年は少ないですけども、やっぱり残高で250万ほど、今、手持ちがないという中で、やはり今後、今すぐやなしに、今後やっぱりある程度進展した中でこう、審議する必要があるのかなということで、今の段階では町のほうでやっぱり努力していただきながら、その都度報告を、動きあったら報告をしていただくということで私は思っていますけども。以上です。

委員長 小野委員。

小野委員 あのね、報告を、進展があったら報告しますということだけでね、満足しているのと、私への、6月のときにね、議会にも相談を申しあげます、報告を受けて議会が知っただけではあきませんねん、はっきり言うて。私らはチェック機関であると同時に、町的意思決定機関ですねん、決定機関ですねん。理事者側は提案するだけですよ。交渉するだけですよ。それが果たしてええのかどうかというのを議論して決定していくのが私ら議会の役目でしょ。議会の役目って、そんなん報告だけ聞くんやったら議会の役目も何もならないでしょ。だからこういう問題はやはり継続審議と、その担当常任委員会の継続審議としてうたって、ずっと継続してやっていくことこそ議会としての役目があるんです。その役目を放棄するような意見でこれを。

それで仮にね、その継続審議を打ってあって何の支障があるんですか。そのときに報告してもらえないっていう報告もうてもよろしいんですよ。これをおくのと何の支障があるんですよ、議会に対して、議会の運営についてもこういうものを打ち出して継続審議していますと、何の支障があるんですか。そこのところしっかり考えてください。

委員長 ほかの委員さん、この件についてご意見いただきたいと思うんですがどのように考えておられるのか。 伴委員。

伴委員 ちょっと理事者のほうに、私もお聞きしたいところがあります。正直、交渉はしていっているというような話を常に受けてきておりますが、実際のところ、進展の可能性というようなところで、相当高い進展の可能性が近々に考えられるのか、それとももう、交渉は続けているというような状況がずっと続いているのか、このあたり、最近の変化って言いますか、そういうのをちょっとお聞きしたいんですが、そのあたり、状況をお願いします。

委員長 面巻企画財政課長。

企画財政課長 6月、ご質問いただいた以降、数回にわたりまして交渉を続けております。それにつきましては、斑鳩町の、いわゆる思いをお伝えする中で、水利組合さんのほうの、いわゆる、どう言うんですかね、これまでの思いもございます。そういった面での平行線の部分もございますし、時には示して、こちらのいわゆる思いを受け止めていただいている部分もございますので、これが急にすぐに進むかといえば、ちょっと難しいのかなと思いますけれども、ただ、その思いさえ向こうが汲み取っていただければ、それなりの、今後、動きになってくるのかなというふうな感じは受けております。

伴委員 非常に微妙な回答をいただいたと思うんです。やはりこれ、このまま置いておくということは、非常に、できない、もう懸案というのはもうこれよくわかっていただいているとおりで、そう言うて、ちょっと何とも言えんと。

それ、もう1点聞きます。これ、継続審査になったとき、毎回いろいろな形で交渉状況とかそういうあたり、やっぱり報告が聞けるのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

企画財政課長 交渉状況のご報告ですけれども、いわゆる合意に達した部分につきましては、交渉の状況、こういったものになりましたと。ただ、こういったもので問題がございいますから、今後引き続き交渉を続けていかなければならないと。それと、今後もし仮に水利権等の交渉がついた段階で、次にその土地に対してどないしていくんやといった場合には、十分議会にご相談を申しあげなければならない場面が多々あると思います。そういった状況の中では、いろいろとご相談をさせていただく、この委員会の中でご相談をさせていただくふうには考えているところでございます。

伴委員 私の意見としまして、今回、今の回答から、継続審査っていうところにはまだいっていないんじゃないかと、このように思います。

委員長

小野委員。

小野委員

継続審査としてね、何が支障があるんですか。継続審査として打ってある議案だと、議会もそれだけ対応しているんだと、だから交渉に行くときも、議会としてもそれだけのことをやっていますよと、意思決定機関がやっていますよと、そういう姿勢を示すのが議会やと思うんですよ、懸案事項です。

それでね、みんなね、その報告って、その水利組合との交渉とかそればかり思っておられるけどね、あそこ管理する義務あるのはね、町なんですよ。私ら町議会ですよ。その執行部ですよ。あそこでもし事故でもあったりしたらどうするんですか。だからあの、はよ管理をもう少しいいものにしようと。その中で、財産を、この「活用方法といたしましては、第三者に売却するか一般会計が取得するかのどちらかになってまいりますものと考えておりますが」と。そんなん2の次です。今、管理をしっかりしてください。管理の状況があやふやなんです。水利組合がするのか自治会がするのか、草刈をするのかとかいう、あやふやなんです。そんなんではいかんから、あの下司田池は町が、名前は違いますが町が管理しなければいけない義務があるんです。だからその管理状況についても、そうしたらそれをなぜしているんやと。自治会に頼んで草刈してもうてますとかね、どうしているんだということ、それらをきちっとね、斑鳩町が管理しているんだと、それでその活用方法についても今考えているんだと。

活用方法について、最終的に、この前の一般質問の答弁してもうてるけどね、「活用方法といたしましては、第三者に売却するか一般会計が取得するか」です。一般会計で取得して、このときは議会に、それは当然ね、相談せなあきません。それらをどうするのということは、その、そのほかにも、「甲乙協議のほか斑鳩町議会、旧大字龍田地区住民代表等の意見を徴する等、適切な方法をもって、法趣旨に則り」。地方自治法ですよ。地方自治法で議論しているの、ここですね、議会ですよ。だから、「財産区財産の活用をはかるものとする」と、そのように協定書

もなっているんやから、それらのことをここでも議論しておいて交渉もしていかなあかん。その場としてね、何もここは継続審議として1つふやすことに、なんでそんな皆抵抗するねや。わからん、その意味が。

せやから、継続審議とすることに対して、はっきりとした支障があるという意見を言ってください。私が納得できるような意見を言ってください。それをすることによって、委員会の運営が混乱するんだと、そういうことがあるんだったら、それで委員会で議論するような問題ではないんだというような明確な答弁をください。そんな説明をください。そんなね、説明を受けんねからもうそんでよろしいですよんかとか、打つ必要ないという、必要ないことを言うてもらいたい。それが議会です。議員です。議論しているんですよ。

委員長 今、小野委員のほうからですね、継続審査を打つ必要性ということのご提案いただいております。それで、ほかの委員からですね、質問。

(「不必要や言うてるねんからな、不必要な理由言うたらええやん」と呼ぶ者あり)

委員長 その、必要ではないことも、ほかの委員さんのほうから言っていたいているのかなとはいうふうに思うんですけども。

小野委員 必要ないということは言うてないですよ。ね。何も報告することないし、こうして報告もうたらそれでよろしいということで、せやからここで継続審議として打つことに対しての不必要なこと、ね。例えば、こんな総務常任委員会違いまんがなと、そんなような明確な回答があるんだったら言うてください。

委員長 木澤委員。

木澤委員 私、継続審査として審査をしていくところがふさわしいかどうかという点については、先ほど申しあげましたように、進展がその都度あるのか

どうかということでも継続審査を打って、目的があって事業が進んでいるという点について継続審査として扱うのがふさわしいかなというふうに思っています。そういった意味で言いますと、この問題についてはいろいろ解決をしていかなければいけない問題ではありますけども、じゃあ、毎回毎回新たな進展があるのかと、そういうことにはならないと思うんです。委員会の運営の仕方として、そのことについてじゃあ何も委員が意見を言う機会ないのかというたら、そうではないですし、だから、審議についてはその案件は取り上げてしていくことはできますので、あえて継続審査として扱っていくことについては、私はその必要はないと思えます。

小野委員　これは議論やからしょうないねん、そういうふうにし話しても。監査委員もね、このままでええのかと。あれをきちっとした管理、財政的にもきちっと管理せんないかんということ意見を意見書の中で言うておられるんです。目的はそれです。そのためには、議会としても一緒に議論する場、ということは、議論する項目、だから継続審査に打ちましょう。目的はあるんですよ。

監査委員さんはあんな言うていてもね、議会が対応せんだら、監査委員さん、何もできないですやんか。だから監査委員さんも2回も3回も言うてるやん、財政的な問題も言うてはるし、こんなんでもええのかと。あれは議会へ言うてはるねん。ね。それなら担当の委員会がやっぱりそれを継続審査していきますよ。やっぱり目的を、適切な管理の仕方ということ。残念ながら不幸な結果で前に又貸しをされていた方が出ていかれたと。そのあとの管理ですよ。そのときにもやっぱり議会としてはいろいろな決議事項とか出してきて、それで裁判となって、それがなっとるんです。この前も経緯いうて、言うてますやんか、一般質問のときに。全部出してもうてきてますやん。その当時のことをあまり知らない議員さんもおるんやと思うけどね。だから、その、なにもね、この総務委員会で継続案件としてあげることに對してね、なんでそんだけいらんねんと。検討しやんなんこと、みんな放棄してるんか、そのように思えますよ、私は。

木澤委員　私は別にだから、継続審査にあげなくてもきちっと議論はできると、委員会運営としてはそういうやり方で進めてもらっていると思っていますので、あえて継続審査案件として扱う必要はないというふうに申しあげております。

小野委員　だからね、あげる必要ないというのと、審議できるからあげる必要ないというのと、あげておいて審議、邪魔になるんですか。その点を明確に教えてくださいよ。

委員長　その点については先ほど継続審査としての取り扱いについてふさわしいかどうかという内容になってくるのかなと思います。また、委員皆さま方、それぞれの思いをお持ちですので、当委員会としてですね、これを継続審査扱いするのかどうかということですね、ついてですね。

嶋田委員、皆さま方からご意見いただきたいので、嶋田委員。

嶋田委員　私は、当委員会の委員さんの提案であって、私自身は明確な反対理由はもっておりません。

委員長　暫時休憩させていただきます。

（ 午前 11 時 34 分 休憩 ）

（ 午前 11 時 41 分 再開 ）

委員長　再開いたします。

いろいろなご意見をいただきました。このままではですね、なかなか取りまとめることができないのかなと、継続審査案件として取り扱うことについてですね、なかなか難しいのかと思いますので、委員長としてはですね、今回は、この案件はですね、継続審査と取り扱わないということで決めさせていただきたいと思います。

ほかにですね、その他について、各委員さんより。　小野委員。

小野委員

前回の一般質問、前回っていうて、この開会中の一般質問で同僚議員が質問した中でね、公共施設等総合管理計画にということで質問されておりましたけども、その中で、「当町では課題が多く難しいと考えております」という答弁なんですけどね、管理の仕方というものに対してね、庁舎とか、それはどのようにね、区分しておられるのか。この答弁の中では、「公共施設等の管理に関する情報が管理担当課内だけにとどまっております」と。「全庁的に情報共有がされておらず」と。こんなこと言うてもうたらね、誰が責任持ってその管理してるんだと。ね。しかも、同僚議員がこれの策定について質問しているんやけど、その、どないなってるかわからんねから、まだちょっとなかなか難しいねんってね、こんな答弁してくれていたらね、管理ってどないしてるの。

それでね、その中でね、この初日からいろいろ傍聴に来ておられる方がね、あそこの3階の分煙室、これ何やということで聞いてはったと思うんです。議員もみんな聞いたと思うんです。これ、分煙でそういう、してやっていますと言うたら、こんなん分煙の機能がないやんか、こんなん今の時代に、何でこれあるんやとかね、そういうこともいろいろ言うておられたんですね。あそこ、結局、議会が管理している、議会室やと、この3階は議会が管理しているということで、私が一般質問したときも、議会の意向を聞くと。まあ、議会の意向で、議長は諮ってくれました。私はもう完全に廃棄してもらえ、下のやり方、言うてました。せやけど多数の人は、そのまま置いてもええんじゃないかなと。先ほどの議論と一緒にすわ。それで議長が町長に報告したから、まだ残っていますねん。

住民ですよ、傍聴に来られた住民が、あそこに分煙室あるということは傍聴人がやっぱり受動喫煙の弊害があると、それらを誰が認めているんやと、そのような意見を言うておられるんですよ。この管理、管理とかその管理をするんだったらあのあるも、その方がおっしゃっているようなエアカーテン、きちんとした分煙ができるような施設に変えるべきでしょ。でなかったら、地下と一緒に、閉鎖したらよろしいです。使われないようにしたらいいです。3階が、3階のその全部が、議会が管理

しているから議会に聞きます。議会の中でも、私は一番、今の状態と一緒にですよ、全くね。絶対それはもうなくそうということ言うたけど、多数の意見が、残してもええもんやと。何でか知らん。それで議長から町長に報告があって、残っているんです。

今、傍聴も来ておられますよ。その方が、あの分煙室は分煙室としての機能を果たしていない。それと、受動喫煙の弊害について、今どき分煙ではできないと。私が一般質問をしています。町長も答えてもうていると思います。だから、そのことに関してね、住民からのそういう要望があるんですよ。きょうも傍聴に来ておられますけどね。町長、どない思われます。

委員長

小城町長。

町長

小野議員は小野議員としての住民を代表しておっしゃっていますけども、議会は議会としてそういう意向で決められたんですから。

ただその、まあ言うたら喫煙室は、機能はだめやったらやっぱり機能を保てるような。仮に新幹線でも、ああいうところですね、ちゃんとしたものがあるのかというたら、必ず新幹線は両の間に作っていますけども、それはドア開けたらやっぱり煙は、においはしますわ。そういうところがいいのか悪いのか、やっぱりそういうところをきちんとしていかなかったら、何にもやめますよということは、これは簡単に言いますよ。しかしやっぱりそういうことのことを考える中で、やっぱり議会の皆さん方から、そうして最終的に議長は、ひとつあのまま置いておいてほしいということですのでございますから、私としてはそれを守っていくということですのでございます。

小野委員

町長がそういう具合にしてね、答弁できますわね。その責任は議会の皆さんの意見も、それから議長のまとめ方、そういうものにも入ってくると思います。何が問題になっているのか。今、その住民の方は、傍聴に9月の1日から来られたんです。その時点で、住民の方も来られる庁舎です。だから、庁舎全体、管理しているのは、それは議会かどうか知

りませんけどね。議員の、議会の総意で残してある。それはおかしいでしょう。そうしたら、地下は何で閉鎖したんです。やっぱり町長、受動喫煙の弊害ということをしかりと認識しておられて、やはり住民からあそこはやめてくれといわれたんでもないと思いますよ。ね。それでも、4月1日から閉鎖しているんです。こちらは、その議会の意見だけ聞いています。それは結構ですよ。ここが、管理しているのが議会やと。だけど、ここへは議員だけが来るのと違いますねん。住民来られますねん。だから、この庁舎の、斑鳩町が、全体が、斑鳩町のものであるし、斑鳩町の住民のためと思うんだったら、議会がこれは残してくれといわれても、やはり受動喫煙の弊害というものは、もうこれはきちっと出ていますし、県もその方向で動いているんですよ。だから、議会がそない言うても、やはりこれはそういう観点からということであるのが当たり前違いますの。やはりこれ残しているということは、町長が残していることとなりますねんで、議会が言うたとしても。

委員長 今の小野委員の。

(「意見として言うたから」と呼ぶ者あり)

委員長 意見としてですね。

ほかに、その他について。 木澤委員。

木澤委員 夏季閉庁、ことしもやらはった関係で、きょう総務委員会で報告いただけるのかなとちょっと思っていたんですけども、連休明けなんかで設定していただいていますけども、特に1階なんかは住民さん、平日よりようさん来てはるんじゃないかなというような状況もあったんで、またそれ、いつがいいのかっていうのは検討していただきたいと思いますので、意見だけ申しあげておきます。

委員長 ほかに何かご意見ございませんか。

(な し)

委員長

ないようですので、私のほうから2点お諮りいたします。

まず、継続審査案件につきましてお諮りいたします。

お手元に配布させていただいております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますようよろしくお取り計らいをお願いいたします。

次に、先進地視察についてでございますが、委員より、協働のまちづくりについての視察のご希望をお聞きしております。

委員の皆さまのお手元に視察計画書をお配りさせていただいておりますが、視察年月日の日にちがあけておりましたが、今朝ですね、先方のほうから、視察先のほうから連絡があり、視察日が決定いたしました。視察日は10月の17日金曜日に実施をしたいと考えております。以上が先進地視察の概要でございます。

ただいま申しあげましたように閉会中における当委員会の所管事務調査として先進地視察を実施したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。異議なしと認めます。

議長におかれましては、手続きをとっていただきますよう、お取り計らいのほうよろしくお願いをいたします。

これをもちまして、本日の案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長のご挨拶をお受けいたします。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

皆さまお疲れさまでした。

(午前11時53分 閉会)